

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

平成24年4月1日

塩竈市告示第98号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成10年9月環境庁告示第64号）第1の表に掲げる地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

地域の類型及び地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	地 域
A	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域
B	1 第一種住居地域 2 第二種住居地域 3 準住居地域
C	1 近隣商業地域 2 商業地域 3 準工業地域 4 工業地域

備考

地域の名称は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定めるところによる。